

2024年2月2日

苫小牧市長
岩倉 博文 様

連合北海道胆振地域協議会
会長 日西 和広
連合北海道苫小牧地区連合
会長 南部谷 康史

雇用対策および会計年度任用等の処遇改善 共生社会実現などに関する要請書

日頃より地域産業の発展と雇用確保・創出、住民福祉の向上のため、日夜、御奮闘されていることに対し、心より敬意を表します。

さて、日本の賃金水準は依然として1997年時点の水準を回復していないとされる一方、主要国は1~2%上昇しています。また、直近では落ち着きつつあるものの、昨年から物価上昇が続き、実質賃金が19ヶ月連続減となるなど、総収入が低い世帯や生活保護世帯を中心に生活が厳しくなっています。「人への投資」を加速させ、賃上げなどで可処分所得を増やし、内需の6割を占める個人消費を支えなければ、景気の悪化を招く恐れがあります。

道内の有効求人倍率は1.04倍（11月）と8ヶ月連続で前年同月を下回っているものの1倍は超えており、人手不足感が強まっています。しかし、新規求人の49.9%は正社員求人以外となるなど、雇用内容は有期・短時間等の割合が引き続き高い水準のままでです。建設・警備員や医療・介護等の資格が必要な分野での人材不足が深刻化する一方で、一般事務および軽作業員では求職数が求人数に対し大幅に上回るなど、雇用のミスマッチが一向に改善されていない状況です。

私たちは、将来を担う新卒者就職支援の取り組みにも力を入れています。道内の来春卒業予定の高校生、11月末現在の求人数は、17,927人と前年同期に比べ2.6%増（461人増加）となっており、求人倍率3.62倍、就職内定率78.6%（前年同期0.1ポイント低下）と高水準で推移していますが、年々減少する若年層および労働力人口の減少が他県より早く進む本道では、道内・地場企業への就職促進を強めていく必要があります。

本年4月からは残業時間上限規制が猶予されていた4業種においても適用となるなど、同一労働同一賃金などと併せ、労働関係法令の遵守徹底、働きがいを感じる職場環境作りも急務の課題です。さらに、公共サービスを担う直接雇用の非正規職員や、地方自治体の仕事を担う民間労働者にも拡大しています。有期・短時間・派遣等労働者は不安定な雇用状態に置かれており、年収200万以下の就労者が多く、フルタイムで働いても、多くの人々は貧困という状態から抜け出すことが困難な状況に立たされています。地方自治体は率先して不安定雇用労働者や働く貧困層を解消すべきです。

これらの解決のためには、国・地方自治体の連携、地方自治体と経済・産業関係団体や労働関係団体等との連携による積極的な取り組みが極めて重要です。

つきましては、貴市におかれましては、以下の課題に全力をあげられますよう要請します。

記

1. 地域における雇用対策

(1) 若年者の早期離職防止

- ① 新卒者を含む若年者と地場中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。
- ② 道内の高卒 3 年以内の離職率は 43.9(前年 41.6)% と全国の 37.0% より高く、従業員数が少ないほど離職率が高い傾向になっています。再就職に失敗してしまうと自己否定に繋がり、社会との接点が途絶えてしまう懸念もされる。

職場定着の取り組みとして、インターンシップ受け入れ企業の拡充、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、ワークルール教育の機会などを通じた離職防止について、産学官連携した取り組みを行うこと。

(2) 就職氷河期世代対策および雇用維持

- ① 就職氷河期世代（40 歳前後）には、正社員になりたくてもなれない、所謂「不本意非正規労働者」について、社会人採用枠を活用し、積極的に就職氷河期世代から常勤職員を採用すること。

(3) 自治体における会計年度任用職員等の不安定雇用の解消

- ① 2024 年 4 月から「地方公務員法・地方自治法の一部改正」に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当の支給が可能となったが、条例改正が未だ行われていない自治体においては 2024 年 4 月適用に向け、年度内に条例改正及び予算措置を確実に実施すること。一時金(期末手当 2.45 月、勤勉手当 2.05 月)や昇給(4 号俸未満)、諸手当、休暇制度の整備など、常勤職員との均衡・権衡といった法改正の趣旨を十分に踏まえた処遇となっていないことから、同一自治体における常勤職員と同様の改善を図ること。
- ② 本来、常勤職員が行うべき業務について、現在、会計年度任用職員が担っている場合は、常勤職員としての職の配置・増員と、現に業務を担っている会計年度任用職員を常勤職員に移行すること。
- ③ 短時間の会計年度任用職員のうち約 4 人に 1 人が週 35 時間以上勤務となっている。財政上の制約を理由とした合理的な理由なく短い勤務時間を設定することは、法改正の趣旨に沿わないことから、業務実態や時間外勤務の状況等も考慮し、少なくとも週所定 35 時間以上勤務の会計年度任用職員については、フルタイムに切り替えること。
- ④ 会計年度任用職員の再度の任用に関して、任用の回数や年数が一定数に達していることのみを捉えて、一律に応募要件に制限を設けることは、平等取り扱いの原則などから避けるべきものであり、現在、再度の任用に上限を設けている場合は、その撤廃を行うこと。
- ⑤ 会計年度任用職員の待遇改善に必要となる財源確保に向けて、引き続き、国への働きかけを強めること。

2. 共生社会を目指し、人口減少社会に適応した地域づくりの推進

(1) 地域における産業及び観光の推進

- ① 北海道の農業産出額は、全国の 14.8% を占め過去最高を更新したものの、道内農業を取り巻く現状は、飼料や肥料が半数近くを輸入に依存し、燃油や飼料、肥料の価格高騰の影響緩和への対応が急務となる。農業経営の安定化に向けたスマート農業など講すべき対応を検討するとともに、持続可能な農業づくりの推進に向けて地域資源を活用した雇用機会

の確保を図ること。

- ② 北海道の雄大な自然などの観光資源に加え、第一次産業の文化資源や地域産業も有する地域特性や資源を活かし、まちづくりや観光資源、コミュニティの拠点として地域の財産となる歴史的建造物等を調査し、指定文化財の登録を検討するとともに経済波及の向上を図ること。
- ③ 持続可能な観光地づくりとなり得るサステナブルツーリズムの推進に向け、地域の消費単価や域内調達率の向上といった経済的観点に加え、観光資源の維持や地域住民への配慮、SDGs、カーボンニュートラルの推進を図ること。
- ④ 観光振興の財源確保として道や各自治体が導入を目指す観光振興税（宿泊税や観光税の導入）は、道内容の負担増や、道と市の二重課税、各自治体の事務作業の繁雑化などが懸念されることから必要な措置を講じること。
- ⑤ 自然エネルギーが豊富な道内の再エネ発電量の割合は、風力や太陽光が拡大し直近1年間で38%を占め、政府が掲げる2030年度の導入割合は達したとみられる。一方、陸上風力計画を巡る環境問題では、地元住民と対立し撤退するケースもみられる。再エネ立地等については、市町村の調整が不可欠となることから、道の中長期的な開発計画を国や道に示すよう求めること。
- ⑥ 「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策手引き」（北海道・2023年5月改定）に基づき、市町村は地域の特性や実情を踏まえつつ、在宅の高齢者や障がい者など要配慮者に対し、平時から然るべき対応や、現時点で想定し得る応急救助の機能など必要に応じた措置を講ずること。
- ⑦ 次世代半導体の国産化を目指す民間企業が、千歳市の工場建設や半導体開発を進めるにあたり、試作ラインや製造過程で懸念される有機フッ素化合物や処理水の排水等の課題をはじめインフラ整備や人材不足解消に向け、近隣市町村は地域周辺住民や道民の不安払拭を図るよう、道や国に求めること。

(2) 住民生活を支える地域公共交通の確保

- ① 地域公共交通を取り巻く社会情勢は、人口減少・高齢化などに伴い公共交通を取り巻く環境は、今後さらに厳しくなっていくことが想定されることから、広域による地域公共交通計画の策定状況と盛り込まれた主な施策を踏まえ、地域事情に則した利用促進を図ること。
- ② 「地域公共交通活性化再生法」改正（2020年11月）以降、北海道では2023年6月末までに、通院・通学などをはじめとした市町村を超えた住民の移動ニーズを踏まえ、道内10地域での広域的な地域公共交通計画を策定し、14地域で広域な地域公共交通活性化協議会を設立している。複数の市町村と交通事業者が連携し、広域的な「地域公共交通計画」に盛り込まれた施策を講じること。
- ③ 自治体が運行するコミュニティバスの利用客が伸び悩むことから、乗車効率やアクセス等の課題を解消すべく、道内にある複数の市町村において、すでにAIを活用したデマンド交通や、一般ドライバーが自家用車を使って有料で人を運ぶ「ライドシェア」の実証運行されている。実証結果の精査を進めるとともに、公共交通で保障されている利用者の安心・安全を確保すること。

(3) 地域に根ざした地域福祉の連携と充実

- ① 医療・介護・障害福祉サービス報酬を同時に見直す「トリプル改定」にあたり、当該従事者の待遇改善・人員配置を適正に行うことを行ふことをはじめ、地域住民の利用者が質の高い医療・

- 介護サービスを受けられるよう、地域の実情に応じて医療・介護の複合的ニーズにも切れ目のないサービス提供に向けた「地域包括ケアシステム」の深化・推進、体制を構築すること。
- ② 道や市町村が策定する第9期介護保険事業(支援)計画については、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、介護サービス基盤や介護現場の生産性の向上を図るための具体的な施策を整備すること。
- ③ 生活困窮者に対応した自立相談支援機関がアウトリーチ支援を行い、生活保護に至る前段階から生活困窮状態の早期自立を促すことにより、自治体が直営または委託する福祉事務所の負担軽減を図りつつ、支援が必要な本人の状態像に応じたきめ細やかな支援を実施すること。
- ④ 不登校やひきこもり、ひとり親家庭、ヤングケアラーなど生活困窮世帯の複合的な課題に対応するため、学校や家庭以外の居場所や学びの場を充実させるとともに、地域や家庭の実情に見合った支援体制を強化すること。
- ⑤ 2024年度政府予算において、少子化対策拡充で財源確保を公表したものの、少子化対策の目玉に据えた「こども未来戦略」案や、「子ども・子育て支援特別会計(仮称)」の設置については、「支援金制度」における給付と負担の関係の不明確さはもとより、財源確保における全体の見直しが不可欠である。自治体は独自の少子化対策の取り組みに対する交付税や地方債で手当されることを踏まえ、地域の全ての子ども・子育て世帯に対応した伴走型できめ細やかな支援を行うとともに、現場で働く保育士等の処遇・配置改善を図ること。
- ⑥ 各自治体は、低所得の高齢者や経済的弱者等に対し、原油価格高騰による負担増を踏まえた「福祉灯油」支給や、除雪・ツルツル路面对策を強化するとともに、市町村の財政支援の拡充について国や道に求めること。
- ⑦ 各市町村における子ども医療費助成にはバラつきがみられ、助成を受けられる子の年齢が最大で「12歳に達するまで」とする地域から「18歳に達するまで」とする地域もある。どの市町村においても少子化は課題となることから、助成対象年齢の乖離をなくし子の医療費負担に配慮した施策を図ること。

(4) 自治体財政の確立と公務職場の就労改善を目指して

- ① 2024年度政府予算の地方財政見通し(地方財政対策)については、自治体に配分する地方交付税が18兆7,000億円(前年度より3,000億増)と6年連続のプラスが示されたうえ、交付税や地方税といった自治体が自由に使える一般財源の総額も増額を見込んでいるが、引き続き、地方自治体は安定的な財源確保に向けて国への働きかけを強めること。
- ② 3/4の公務職場において、特定の住民からの迷惑行為が発生している実態が明らかになっている(2021年自治労調査)。なかでも、公共交通や児童相談所、病院、生活保護、日本年金機構は3割以上が迷惑行為に対して「自分一人で対応」と回答しており、一人で対応せざるを得ない職場も多くみられることから、各自治体における迷惑行為防止の体制強化を図ること。
- ③ 道内市町村の会計年度任用職員の休暇制度調査(回答は164市町村)によれば、「病気休暇制度」「ドナー休暇」は9割以上の市町村が「有り」の回答したものの、その多くが「無給」であることや、「介護休暇」「子の看護休暇」もほとんどが「無給」の実態にあることから、「有給」となるよう制度改正すること。

以上